

「国の債権管理等に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】 11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

【勧告日】 平成27年6月5日 【回答日】 平成27年12月14日～12月24日

主な勧告事項

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

- ・回収できる見込みのある債権
→早急に債権回収のために必要な措置を講ずること
- ・回収の見込みがないと判断できる債権
→早急に不納欠損処理を行うこと

(10府省)

債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底すること

(9府省)

優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設定すること

(9府省)

主な改善措置状況

10府省が管理する207件の債権のうち、

- ・全額又は一部回収済みの債権：13件
- ・回収に向けて必要な措置（例：督促状送付）を講じた債権：23件（他に、措置を講ずる予定：3件）
- ・不納欠損処理した債権：144件
（他に、不納欠損処理する予定：24件）

9府省37機関のうち、8府省23機関で債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成して債権の進行管理を徹底
（残り2府省※14機関は徹底する予定）

※1府省について、対応済みの機関と対応予定の機関がある

9府省37機関のうち、7府省26機関で強制履行の請求等を実施すべき判断基準を設定
（残り2府省11機関は設定する予定）

主な勧告事項

2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

労働者災害補償保険年金の過払い抑制のため、住基ネットの活用について、生存確認の対象範囲及び回数拡大を検討し、必要な措置を講ずること（厚生労働省）

道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、周知徹底を図ること（国土交通省）

国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大
→督促を繰り返しても完納しない未納者に対し、原則更新を認めない等の措置を講ずること（内閣府、農林水産省）

債務者が所在不明、連絡が取れない状況
→債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること（4府省）

主な改善措置状況

住基ネットの活用対象範囲及び回数を拡大できるように、システムの改修等を実施中

平成27年6月に各地方整備局等に通知を発出し、道路占用料の未納者に対する占用許可を更新しないよう周知徹底

【内閣府（1機関）】
債権管理マニュアルを策定（平成27年11月）
【農林水産省（3機関）】
債権管理マニュアル等に沿った対応を徹底

4府省7機関のうち、3府省4機関で勤務先の情報を得る仕組みを構築
（残り2府省（※）3機関は構築予定）

※1府省について、対応済みの機関と対応予定の機関がある

国の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年5月～27年6月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
関連調査等対象機関：日本年金機構、市（2）

【勧告日及び勧告先】 平成27年6月5日 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

【回答年月日】 平成27年12月14日～27年12月24日

内閣府	平成27年12月18日	総務省	平成27年12月14日
法務省	平成27年12月18日	外務省	平成27年12月14日
財務省	平成27年12月17日	文部科学省	平成27年12月15日
厚生労働省	平成27年12月22日	農林水産省	平成27年12月17日
国土交通省	平成27年12月21日	環境省	平成27年12月24日
防衛省	平成27年12月16日		

【調査の背景事情】

- 平成25年度末時点における国の歳入金債権全体の現在額は、一般会計と特別会計を合わせて約8.2兆円。このうち履行期限が到来した債権は約2.7兆円に上る
- 我が国の厳しい財政状況を踏まえると、国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保するための各府省共通の課題であるだけでなく、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況及び滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施 (勸告要旨)</p> <p>関係府省は、国の債権の適切かつ効率的な管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 当省が指摘した事例のうち、回収できる見込みのある債権については、債権回収のために必要な措置を早急に講ずること、また、消滅時効が完成するなど既に回収の見込みがないと判断できる債権については、早急に不納欠損処理を行うこと。(内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>② 強制履行の請求等を的確に実施しないまま、有効な時効中断措置を講じず、債権を消滅させた例があった機関については、債権の管理状況を俯瞰(ふかん)できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底するとともに、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けること。(内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>③ 適切な債権管理事務の実施の確保に資するため、各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるようホームページで定期的に公表する仕組みを整備すること。(財務省)</p>	<p>→ 指摘した10府省が管理する207件の債権のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額回収済みが6件 ・一部について回収し、残額は不納欠損処理又は債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが7件 ・債権の回収に向けて必要な措置を講じたものが23件、当該措置を講ずる予定のものが3件 ・回収の見込みがないと判断し不納欠損処理したものが144件、当該処理する予定のものが24件 <p>→ 指摘した9府省37機関のうち、債権の管理状況を俯瞰(ふかん)できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置等の進行管理を徹底した機関が8府省23機関、その予定であった機関が2府省14機関</p> <p>また、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けた機関が7府省26機関、その予定であった機関が2府省11機関</p> <p>→ 各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるよう、各府省に対し、「国の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勸告に対応した国の債権の不納欠損処理に係る情報開示について」(平成27年6月30日付け財計第2384号財務省主計局長通知)を發出し、</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例がみられた（10 府省等、15 機関、計 24 事例）。 ○ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例がみられた（10 府省等、37 機関、計 159 事例）。 ○ 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1 年以上不納欠損処理を行っていない例がみられた（4 府省等、5 機関、計 11 事例）。 <p>2 滞納の拡大防止対策等の的確な実施</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、国の債権を可能な限り早期に回収し、滞納の拡大を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、一部の年金受給者の年 1 回の生存確認にとどまっている住基ネットの活用について、その対象範囲及び回数拡大を検討し、必要な措置を講ずること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者災害補償保険年金のうち障害（補償）年金の支給について、過払いを抑制するために、住基ネットとのデータ突合を年 1 回行うことによって受給者の生存確認を行っている。 ○ しかし、障害（補償）年金が偶数月ごとに年 6 回支給されるのに対し、厚生労働省は、住基ネットとのデータ突合による受給者の生存確認を年 1 回しか実施していない。 	<p>平成27年度決算分から、各府省において、毎年度の決算の国会提出後速やかに各府省のホームページに掲載する方法により公表することとした。</p> <p>→ 死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、現在一部にとどまっている住基ネットの活用について、その活用対象範囲及び回数を拡大できるよう、システム改修等を実施している（平成 28 年 12 月完了予定）。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 国土交通省は、道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、各地方整備局等に周知を行い、運用の徹底を図ること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 道路占用料の未納者に対する占用許可の不更新等の措置が徹底されていない例がみられた (6 国道事務所等、計 9 事例)。</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例があった機関については、督促を繰り返しても完納しない未納者に対して、原則更新を認めないなどの措置を講ずること。(内閣府、農林水産省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 国有地の貸付料等を滞納しているにもかかわらず、使用の継続を認めて滞納額を拡大させている例がみられた (2 府省等、4 機関、計 7 事例)。</p>	<p>→ 道路占用料の滞納額の拡大を防止するため、各地方整備局等に通知した「占用料未納債権の拡大防止について」について、改めて、平成 27 年 6 月に各地方整備局等に「占用料未納債権の拡大防止の徹底について」(平成 27 年 6 月 8 日付け国道利第 2 号国土交通省路政課道路利用調整室長通知)として周知を行い、運用の徹底を図った。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 勸告で指摘を受けた内閣府沖縄総合事務局については、事案の進行管理やチェック体制を強化するため、督促を繰り返しても弁済しない債務者(支払意思のない者)を法的措置対象者とする明確な判断基準を規定した収納未済債権管理マニュアルを、平成 27 年 11 月に策定した。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>→ 林野庁においては、国有地の貸付料等を支払わず、督促を繰り返しても納入しない未納者に対して原則更新を行わないこと等、債権管理マニュアル等に従った適切な対応の徹底について指示した。</p> <p>また、平成 27 年 7 月に林野庁及び各森林管理局に債権管理の在り方を検討するための体制を整備しており、今後の検討を踏まえ、滞納の拡大防止対策を含む債権管理の適正化に関する改善通知等を 27 年度末までに発出する予定である。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 総務省は、無線局の運用停止命令基準等について、電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証し、その結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を講ずること。また、講じた措置について、総合通信局等ごとに、その効果を定量的かつ定期的にフォローアップすること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 6 総合通信局等において、毎年度電波利用料の滞納者が存在していたが、滞納のみを理由として無線局の運用停止命令が出された例はみられなかった。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 債務者からの申請や債務者との契約に伴い発生する債権を管理する機関のうち、未納者が転居等によって所在不明となり、連絡が取れなくなっている例があった機関については、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築すること。(外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 滞納発生後に債務者の所在が不明となり、債務者との連絡手段が途絶え、債権回収が困難となっている例がみられた(4 府省等、7 機関、計 27 事例)</p>	<p>→ 無線局の運用停止命令基準等について、平成 27 年度中に電波利用料の滞納拡大防止の効果を検証する予定である。また、当該検証結果を踏まえ、新たな滞納額を発生させないためのより実効ある措置を検討する。</p> <p>→ 指摘した4府省7機関のうち、債権の発生時等に債務者から同意を得た上で勤務先の情報を得る仕組みを構築した機関が3府省4機関、その予定であるとした機関が2府省3機関</p>